

vol. 9
2015 春号

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

コロポックル

Koropokkuru 札幌司法書士会広報誌



連載

成年後見制度

おじいちゃんの権利は私が守る!
～楓ちゃん奮闘記～

取材

～男女がともに過ごしやすい社会へ～
「日本女性会議2014札幌」から考えること
Kid'sお仕事チャレンジフェスタに参加しました



コロポくん

羊蹄山

[編集・発行] 札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F
TEL.011-281-3505 FAX.011-261-0115 <http://www.sihosyosi.or.jp>

おじいちゃんの手利は 私が守る!

～楓ちゃん奮闘記～

のりこ
法子

司の妹。ちょっとだけお調子者の兄が先に司法書士になり、その背中を見て(案じて?)自らも司法書士になった。



登場人物 紹介



かえで
楓

法子と司のご近所さんで幼馴染。

つかさ
司

法子の双子の兄。司法書士。



前回のあらすじ

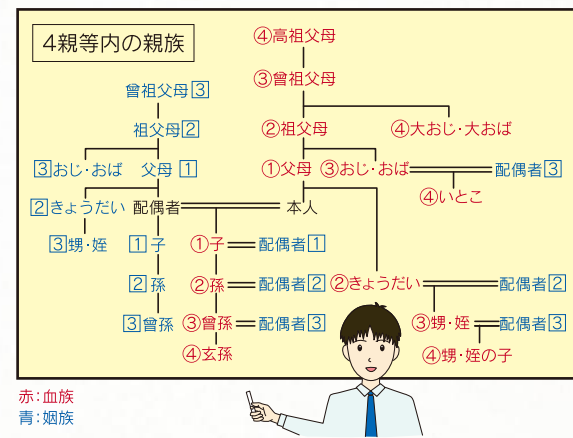
楓は、司と法子から、意思表示ができない祖父の今後の生活のため、後見制度の利用ができるというアドバイスを受け、後見制度のあらましについて説明を受けた。後見制度について、意思表示ができない人々の支援をするためのものであることを理解した楓は、祖父のために後見申立てをすることを決意するが、医師とのやり取りや費用面での不安が付きまとう。司と法子の説明で、医師とのやり取りは家庭裁判所の書式を見てもらえば良いこと、後見の申立てにかかる弁護士・司法書士報酬や鑑定費用についても法テラスの立替払いを受けることができることがわかり、一安心。後見の申立てに向けて、司と法子はさらに解説を進めるのだった。

楓：「ところで、後見開始の審判の申立って、誰にでもできるものなの？例えば、近所の人とか。」

法子：「後見、保佐、補助開始の審判申立てをすることができるのは、本人、配偶者(夫または妻)、4親等内の親族、検察官などに限られているのよ。すでに後見制度の支援を受けているご本人の判断能力の状態が変わり、その状態に合った審判を改めて申立てる場合には、後見人、保佐人、補助人も申立てできるわ。」

楓：「祖父の場合、本人は無理だし、祖母はすでに他界しているけれど、4親等内の親族も申立てをすることができるのね。…ところで、『4親等内の親族』って？」

司：「本人から見て、上は高祖父母まで、下は玄孫まで、横は兄弟姉妹とその配偶者、甥姪、甥姪の子、おじおば、いとこまで、だね。…よくわからないねー、ちょっと書こうか。」



楓：「なるほどー。あれ?『4親等内』の親族よね。…この表だと、赤色の数字が④までであるけれど、青色の数字は③までしかないよね?」

法子：「そうよね、確かに青色の数字は③までしかないわよね。これを説明するには、自分から見てどこまでの範囲が『親族』なのか、ということに着目する必要があるわ。」

楓：「…そういえば、『親族』って言葉、あんまり考

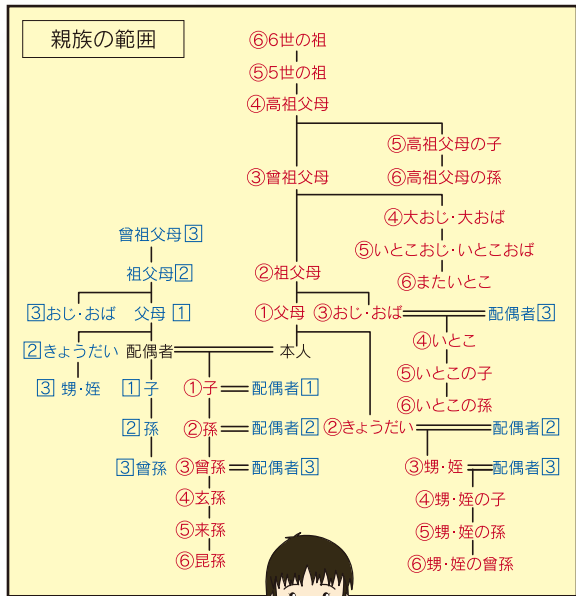
えないで親戚に対して使っていたけれど、どこまでの範囲の人のことを言うのかしら?」

司：「実は、親族の範囲は民法という法律にきちんと定められていて、配偶者、6親等以内の血族および、3親等以内の姻族、となっているんだ。」

楓：「ケツゾク…と、インゾク?」

法子：「血族、というのは、血の繋がった親族のことで、姻族、というのは、婚姻によって親族になった人たちのことを指すのよ。姻族は、配偶者をゼロとして、親等を数えていくの。」

司：「親等の数え方だけど、直接的に血が繋がっている、親子関係にある縦のラインについては、自分から上の代または下の代に離れて行くほど親等も上がっていくんだ。例えば、自分から見て、両親と子どもはそれぞれ1親等の親族だし、一つ世代が離れた祖父母と孫はそれぞれ2親等、という具合だね。一方、直接的、つまり、自分が産んでもらったり産んだりした関係のない血族については、まず、その人を産んだ人まで遡るのに、世代を1つ上がるごとに1つずつプラスしていくんだ。そしてその数に加え、そこからその人に戻るまで、世代を下がるごとに1つずつプラスしていく、という数え方になるんだよ。例えば、自分ときょうだいは、産んでもらったり産んだりした、という関係にはないよね。」



赤: 血族
青: 姻族



楓: 「それは…そうよねえ、同じ親から産まれたからこそ、きょうだいなんだもの。」

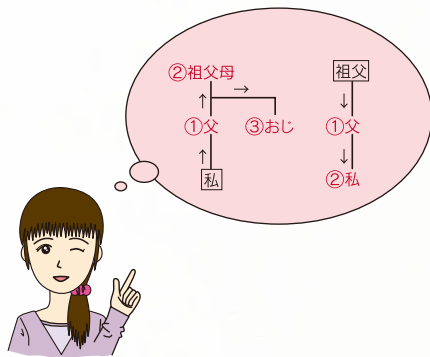
司: 「うん。試しにその、『きょうだい』が自分から見て何親等なのかを数えてみるよ。まず、自分をスタートラインとして、両親まで遡るのに1カウント、両親からきょうだいまで1世代下がるのにプラス1カウントするって意味。だから、きょうだいは自分から見て2親等になるわけ。」

楓: 「んーっと、待ってよ。例えば、父方のおじさんは、私から見て何親等になるかしら。…お

じさんは父の両親、つまり私の祖父母の子どもなのだから、まず、私から祖父母まで遡るのに2カウントよね。そこからすぐ下の代に下がればおじさんに戻れるから、プラス1カウントで…3親等ってこと?」

司: 「ご名答。」

楓: 「じゃあ、祖父から見た私は、単純に世代を2つ下がるだけだから、2親等!つまり、祖父の後見の申立ては、私でもできるのね。」



法子: 「大正解!そのとおりよ。」

楓: 「姻族の方も同じ数え方?」

法子: 「うん。本人の配偶者を基準として、同じように数えればいいのよ。」

楓: 「さっき、姻族は3親等までが親族だって言っていたわよね…ってことは、配偶者の

『おじ・おば』や『おい・めい』まで申立てできるんだね、意外と範囲が広いなあ。…でも、支援を必要とする方の中には、身寄りのない方もいるわよね、そういう場合はどうするの?」

司: 「身寄りのない方の場合は、市町村長が後見の申立てを行うという方法もあるんだよ。もし、身寄りがなく、支援を必要としている人がいたら、市町村役場の介護福祉課や、札幌市内であれば、高齢者・障がい者生活あんしん支援センターに相談してみると良いね。他にも、ご近所に認知症と思われる方がいる場合の相談先として、地域の民生委員や地域包括支援センターがあるよ。市町村長は、ご本人の地域の民生委員や医療機関、地域包括支援センターなどからの連絡・要請を受け、そのご本人の福祉を図るために特に必要があるときには、後見開始の申立てをすることができるようになっているんだ。もちろん、4親等内の親族が見つければ、その親族に申し立ててもらうことが前提だから、親族の調査は行われるけどね。」

楓: 「わかったわ、周りに支援を必要と思われる方がいたら、お声かけしてから関係機関に相談すればよいのね。」

法子: 「札幌市の統計を見るだけでも、すでに65歳以上の人口が占める割合は21%を超え、超高齢社会になっているわ。高齢者の単身世帯数も増えているし、地域での支え合いが必要よね。」

楓: 「あのね、法子ちゃん…祖父の後見人に、私、立候補してもいいのかな。」

法子: 「ええ、もちろんよ。申立書に、後見人の候補者を書く欄があるわ。裁判所の判断で、候補者が後見人に選任されない場合もあるけれどね。候補者がいない場合でも、裁判所が公益社団法人後見センター・リーガルサポートの成年後見人候補者名簿に登載された会員などの専門職から、後見人を選んでくれるのよ。」

楓: 「リーガルサポート?」

司: 「リーガルサポートというのは、判断能力が低下した方々の暮らしと財産を守ることを目的として、司法書士を正会員として設立された法人なんだ。会員は後見人などの支援者として、認知症や障がいのために判断能力が低下した方々と直接関わって、ご本人の利益を守っているんだよ。」

「ほっ」と相談室 vol.9

～相談内容～ 遺言を残したい！



今回の回答者

札幌司法書士会所属
司法書士
佐藤未来

法子：「現在、リーガルサポートに登録している司法書士会員数は、全国で約7000名、札幌管内では約180名の司法書士が登録しているわ。リーガルサポートの名簿に登録されるには、所定単位数の研修を受けることが必要で、名簿に登録された後も2年に1度、更新登録のために、所定単位の研修をしっかり受けて日々研鑽を積んでいるのよ。」

楓：「それなら、困った時は安心して頼っていいのね」

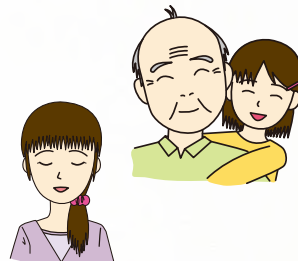
司：「もちろんさ！」

楓：「…でも、祖父の後見人の候補者は、選ばれなくても仕方ないけど、私にしたいの。私、最初に司くんが『後見』という字を教えた時、ああ、私にとっても大切な制度だな、って思ってた。」

法子：「…？」

楓：「後ろを見る、って、できるだけ本人の意思に任せて、後ろから見守ることよね。私、2歳くらいの時に母を亡くしたでしょ？祖母もすでに他界していたし、父も仕事が忙しかったから、祖父に育ててもらったようなものなのよ。寂しがって夜泣きする私を祖父がおぶって、私が眠るまで、近所の公園を

散歩してくれたりしたのよね。広い背中が、いつから…あんなに小さくなっちゃったのかな。祖父は、私の成長を、いつも後ろからあたたかく見守ってくれていたの。祖父が倒れた時、どうして祖父がいつまでも元気であるのが当たり前だと思っていたのか、どうして祖父が元気なうちにもっとおじいちゃん孝行しなかったのか、すごくすごく悔しくて自分が情けなくなったの。もう私のこともわからないかもしれないけど、私が物心つく前からずっとかわいがってくれた祖父のために、今度は私ができることをやりたいの。今度は私が、祖父の杖になるわ。」



法子：「楓ちゃん…。もし、お祖父ちゃんのために、楓ちゃんではなく、専門職の後見人が選任されたとしても、その人がするのは、もっぱらお祖父ちゃんの財産管理。だから、お祖父ちゃんの身の回りのお世話は、楓ちゃんができることわ。お祖父ちゃん、きっと喜んでくれるわよ。」

楓：「ありがとう、私、祖父のところへ行ってくるね！」

記事・イラスト：小原有津子



遺言を残したいと思っています。でも、どうしたらいいのかわからなくて。



遺言ですね。遺言には、主に公正証書遺言と自筆証書遺言があります。



公正証書遺言と自筆証書遺言って、何が違うんですか？



公正証書遺言は、証人2人と一緒に公証役場へ行き、公証人に遺言書を作ってもらう方法です。作成された遺言は、公証役場で保管されるので紛失や偽造の心配がありません。ただし、公証人に支払う作成料がかかってきます。

自筆証書遺言は、全文を自分で書いて作ります。いつでも、手軽に書けますが、法律で決められた要件を守らないと無効になる恐れがありますし、紛失の心配もあります。



公正証書遺言には証人が必要なのね。頼めそうな人がいないし、手軽に作れるなら、自筆証書遺言を書いてみようかしら。法律で決められた要件って何ですか？



公正証書遺言の証人は、公証役場によっては紹介してもらえることもありますので、確認してみるといいですよ。もし自筆証書遺言にするなら、要件は「全文を自筆すること。作成した日付を書くこと。署名捺印をすること」です。用紙には制限がないので、便箋などに書くともいいですね。



書くときの注意点はありますか？



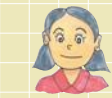
そうですね。財産を与える人を記載するときは、誰が見ても特定できるように書くこと。例えば「妻 甲野花子(昭和〇年〇月〇日生)」や「甲野花子(現住所〇〇〇〇〇〇)」のように。あと、財産の内容は具体的に書きましょう。例えば「〇〇銀行〇〇支店普通口座1234567」や「札幌市中央区大通西13丁目4番地の土地」など。印鑑は、決まりがないので認印でも有効ですが、実印の方が望ましいです。もし書き間違えてしまった場合は、訂正の仕方も法律で決められていて少し難しいので、書き直すのも手ですね。



わかりました。なんだか、書けそうな気がしてきました。ありがとうございます。でも、どこに保管しておけばいいのでしょうか。



そうですね。遺言を残しても見つけてもらえなければ意味がありませんね。保管方法で考えられるのは、遺言の内容を実現させるための遺言執行者を決め、その人に預けておく方法や、遺言書の内容によりもっとも有利になる人に預けておく方法などが考えられます。



では、一番多く遺産をもらえる人に預ければよさそうですね。それか、専門家か誰かに遺言執行者になってもらうか。ちょっと考えてみます。



はい。あと、遺言者が亡くなった後の手続きになりますが、自筆証書遺言を発見した場合、戸籍などの必要書類を揃えたうえで、家庭裁判所へ「検認(相続人の立会いのもとで遺言書に改ざんがないかなどを確認する手続き)」の申立てが必要になります。これは、公正証書遺言の場合は必要ない手続きです。もし遺言書を専門家以外の方に預ける場合は、伝えておくともいいですよ。



わかりました。色々ありがとうございました。

イラスト：マルヤマクマ



～男女がともに過ごしやすい社会へ～ 「日本女性会議2014札幌」から考えること

平成26年10月17日(金)～19日(日)に札幌コンベンションセンターで「日本女性会議2014札幌」が開催されました。男女共同参画の国内最大級のイベントとして昭和59年から行われているもので、今年で31回目、北海道で初めての開催となります。内閣府男女共同参画局長による基調報告、2人の娘の母親でもあるヴァイオリニスト・札幌交響楽団コンサートマスターの大平まゆみさん、男性の多い柔道界で早くから活躍し、女子選手に対する暴力問題で選手を支えた筑波大学体育系准教授・柔道家の山口香さんによる講演、政治・法律・企業それぞれの立場から議論を深めるシンポジウムなどが内容となっており、約2千人が参加しました。ここでは主に専門分野に分かれて行われた分科会の内容に触れながら、男女共同参画について考えます。

入口前の看板



道内の名産などを紹介するブース



そもそも「男女共同参画」とは？

男女共同参画とは、「男女が性別にとらわれることなく、お互いの人権を尊重しながら、意欲に応じて職場や家庭、地域などあらゆる分野で活躍でき、利益や責任を分かち合うこと」といえます。そういった社会を実現するため、国際的に取り組みが進んでおり、日本でもその基本理念が男女共同参画社会基本法で定められています。

女性の活躍推進と少子化問題

妊娠による軽い業務への異動を契機として

降格させることは原則として男女雇用機会均等法9条3項に違反し無効であると、平成26年10月23日、最高裁が初めて判断しました。その判決では降格が認められる例外として、女性労働者が降格により受ける有利・不利な影響、事業主からの十分な説明の有無、事業主の業務上の必要性などを考慮したうえで、①女性労働者の自由な意思に基づく承諾がある場合、②事業主の特段の事情がある場合のいずれかとしています。

妊娠・育児中の女性は、働くことができたとしても、現実的に長時間労働が困難です。そのため、補助的な仕事となりがちで、低賃金となった

り、昇進・昇格から外れてしまうケースが多くあり、「マミートラック」と呼ばれて問題となっています。また、働く女性を対象とした「第2回マタニティハラスメント(マタハラ=妊娠、出産に関する職場での嫌がらせ)に関する意識調査」によると、マタハラの被害を受けたことのある人の割合が26.3%に上ります(日本労働組合総連合会ホームページ、2014年6月5日掲載)。非正規雇用の増加等の社会情勢とも相まって、働く女性も出産・子育てをしづらい環境となり、少子化が進む要因となっています。

女性の活躍推進をテーマとした分科会では、女性の現在の雇用状況を改善するため、労働時間の短縮のほか、一度退職や長期休暇を取得した後も働きやすくなるように年功序列を廃止する、性別や雇用形態等に関係なく同一労働には同一の賃金水準を適用するといった策を提示。また、万が一夫の収入が得られなくなった場合は妻の収入で生活するといったリスク管理のような考え方も重要としました。

就職だけではなく、起業という道もあるとのこと。若い女性には「自分の能力にふたをしなないで。出世は楽しい」とメッセージを送っていました。

分科会報告会の様子



誰もが介護する、介護される時代に

日本の総人口が3年連続で減少する一方で、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は25.1%と過去最高となっています(内閣府「平成26年版高齢社会白書」より)。かつて介護は家族、特に女性がするものと考えられてきましたが、単身者や高齢者夫婦の2人世帯の増加など、家族の形態も変化し、男性の介護者も増えています。男性の介護者は、悩みを表面化しづらいなどの傾向がありますが、仕事との両立が難しい点など子育てをする女性と同じ問題を抱えることもあります。

分科会の内容のパネル展示



介護する側も、介護を受ける側も、SOSや希望を家庭内で抱え込むのではなく、社会に言える、そしてその受け皿となるような連携が必要となってきます。このような点を指摘のうえ、高齢社会の福祉をテーマとした分科会では、「男性介護者と支援者の全国ネットワーク(男性介護ネット)」の発足や、単なる生活支援だけではなく、何でも相談し気にかけて合うプラスアルファの支援のあり方として、社会的家族機能の創造、コミュニティハウスの制度化も示されました。



日常から防災対策に関わりを

東日本大震災からもうじき4年。避難所の運営などの活動に携わるのは男性が多かったため、男女のニーズの違いが十分に配慮されず、更衣室や仕切りがなくプライバシーが守られない、性暴力を含む様々な暴力の発生、女性用品や育児・介護用品がスムーズに供給されない、炊き出しや清掃は女性が行うといった性別・年齢による活動の固定化など、改善点が色々と指摘されています(札幌市市民まちづくり局男女共同参画室「女性の視点を取り入れた避難場所運営の取組について」より)。

防災に関する分科会では、そうした状況下でも女性の視点が反映できるよう、日常から防災活動に女性も参加し、女性のリーダーを育てることが重要と話し、仙台版防災ワークショップ「みんなのための避難所作り」の体験も行われました。女性だけでなく、サポートが必要な高齢者や障がい者、乳幼児など、人によって多様な価値観、ニーズがあります。災害時でも対応できるように、平時から避難所運営などについて話し合える地域づくりが重要となります。

女性に対する暴力の根絶

性暴力、DV(夫婦間暴力)、デートDVに関する分

科会が行われ、様々な取り組みが紹介されました。

性暴力の被害者に対し、全国でも先駆的な取り組みを行う「性暴力救援センター大阪(SACHICO)」は、24時間電話相談に対応し、医療や法律専門家との連携や、証拠の保全、警察に通報する場合はそのサポートを行い、同じことを二度と聞かないワンストップセンターとなっています(なお、北海道、札幌市、NPO法人ゆいネット北海道の三者でも「性暴力被害者支援センター北海道(SACHRACH さくらこ)」を開設しています)。

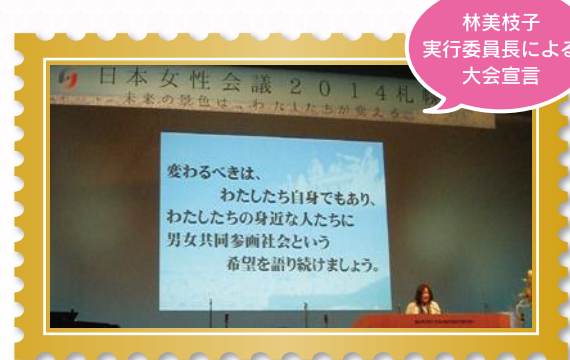


DV被害者やその子どもの駆け込み寺のような機能を持つシェルターは、北海道モデルが目立っています。道内には8か所(札幌・苫小牧・室蘭・旭川・帯広・北見・釧路・函館)の民間シェルターがあり、飛び込んだ時からすぐに被害者保護や自立のための支援が始まり、医療や行政などの関係機関とも連携をとっています。また、交際中のデートDVが7人に1人の割合で起きているとのデータもあり、同様の構造が結婚後も続いてDVとなります。それを未然に防止するため、若い人たちに、加害者の考えをなくすこと、暴力を選ばないようにすること、そして自分を大切にすることを伝え、一緒に考える取り組みが大事と話していました。

過ごしやすい社会に向けて

男女平等度142か国中104位。世界経済フォーラム(WEF)が公表した2014年度の日本の順位で、先進国で最低水準となっています。男は仕事、女は家庭という考えは未だに根強く、妊娠・出産など特有の事情もあります。女性が働く理由は自己実現のため、経済的事情など様々ですが、乗り越えなければならない壁は多くあります。

しかし、労働条件の改善など、男性にも共通する問題はあります。子育てにしても、母親だけではなく父親も育児に参加した方が、父親にとっても、子どもにとってもいいのではないのでしょうか。



ワーク・ライフ・バランスの取り組みが、政府、地域、企業など全体で始まっています。仕事と生活(子育てや介護など家庭のことだけでなく、趣味や地域活動などのプライベート全般)のどちらも犠牲にせず、バランス良く実現できるようにする施策です。お互いの様々な多様性、価値観を尊重する意識を持つことが、誰もが過ごしやすい社会に向けての第一歩となります。

日本女性会議2014札幌の大会テーマは「未来の景色は、わたしたちが変える。」—DVもマタハラも、

被害者が声を上げることで、防止法ができ、最高裁で判決が出て、大勢の人に重要な問題として認識されるきっかけとなりました。

また、日本女性会議のプログラムで共通して出てきたキーワードは、家族、地域、行政、様々な専門家などとの「協力」「繋がり」「連携」です。法律や医療などの専門分野のほか、精神的にもサポートできるような体制を構築することで、実際に声を上げた方を支えていけるようにできたらよいと思います。



次回の日本女性会議は平成27年10月9日(金)～11日(日)に倉敷で開催されます。申し込みすれば誰でも(もちろん男性も)参加できますので、興味のある方はぜひ歴史深い白壁の街に赴いてみてください。



Kid'sお仕事チャレンジフェスタ に参加しました

平成26年11月30日(日曜日) 1部9:00~12:00 2部13:00~16:00
募集人数/1部700名 2部700名 開催場所/札幌プリンスホテル 国際館パミール
主催/株式会社Mammy Pro ママナビ編集部
後援/札幌市・北海道教育委員会・札幌市教育委員会・北海道新聞社 協力/札幌プリンスホテル



小学生を対象とした職業体験イベント、「Kid'sお仕事チャレンジフェスタ」に札幌司法書士会も参加いたしました!

当日の会場内は30種の職業ごとにブースが設置され、子供たちは限られた時間の中で、興味を持った職業のブースをまわって職業体験をします。

今回、私たち司法書士のブースで子供たちが体験した仕事内容は、司法書士の日常業務の中の不動産登記に関するお仕事です。具体的には、土地の登記事項証明書(いわゆる登記簿本)を取得して、土地の所有者を調べてみるという内容です。

登記事項証明書を取得するためには、土地の「所在」の情報が必要になります。そこで、まずは「所在」を「住宅地図」や「ブルーマップ」というもので調べてみます。

土地の「所在」が分かったところで、今度は「登記事項証明書交付申請書」に必要事項を記入し、そこに「収入印紙」を貼って手数料を納めます。

このような流れで登記事項証明書を取得することができます。

たら、今度は登記事項証明書の記載内容から必要な情報を読み取って、目標としていた土地の所有者が誰なのかを調べるといってお仕事は無事に完了です。(今回使用したブルーマップや登記事項証明書等の資料は、すべてKid'sお仕事チャレンジフェスタ用に作成したオリジナルのものです。)

司法書士の職業体験をした子供たちの中には、「司法書士」という職業がどのようなものか知っていたという子もいましたが、知らなかったという子や、名前は知っていても仕事内容は分からなかったという子もいました。

その子供たちが、今回体験してみて「司法書士というお仕事がちよっと分かって楽しかった」、「こういう手続きは全部市役所でやると思っていたけど、法務局という所があって、そこでする手続きがあるんだなって知れて良かったです」という感想を話してくれて、とても嬉しくなりました。

興味を持ってチャレンジしてくれた小学生の皆さま、どうも有難うございました。

お仕事お疲れさまでした。



取材・撮影・記事:佐野綾子



▲協定の締結式。上田市長を囲んで。

札幌司法書士会会長 猿田史典

—何やら、弁護士や司法書士などの団体と、札幌市とで、災害に備える協定が結ばれたと聞きました。

法律に関する専門職の団体で構成する「札幌地域災害復興支援士業連絡会」が、平成26年11月5日に札幌市と締結した「災害時における相談業務の応援に関する協定」のことですね。

地震などの大規模災害が発生すると、被災された方々は様々な生活の問題や不安を抱えます。それらを解消するための相談窓口をスムーズに開設し運営できるように、札幌市との連携をはかるものです。

—札幌地域災害復興支援士業連絡会とは?

札幌司法書士会のほか、札幌弁護士会、公益社団法人北海道不動産鑑定士協会、日本公認会計士協会北海道会、札幌土地家屋調査士会、北海道税理士会、北海道行政書士会の7団体で構成されています。東日本大震災を機に、札幌市やその周辺で災害が起きた際の相談支援が迅速・適切に行える受け皿として立ち上げられました。

士業によって対応できる分野は異なり、1つの事案に複数の士業が協力し合うこともあります。普段から定期的に会議を行い、お互いに情報交換したり、相談体制をどうするか検討したりなど、専門職同士の連携を深めています。

—実際に災害が起きた場合、どのような流れになりますか?

まず札幌市から連絡会に相談業務の応援要請が入ります。その後、連絡会で相談員を選定し、札幌市が設置した相談窓口へ派遣します。すぐに対応できるように、普段から連絡会の役員が中心となって緊急時の相談員名簿を作成しています。

猿田会長に聞く! 「災害時における相談業務の 応援に関する協定」 って何ですか?

—今後、札幌市以外とも協定を結ぶ予定はありますか?

具体的には決まっていますが、想定はしていますし、最終的には北海道との締結を目指しています。

現時点で締結しているのは札幌市ですが、他の市町村で災害が発生した場合も、相談員を派遣するなどの支援も考えられます。

—このような取り組みは他の地域にもあるのですか?

静岡や宮城など、全国各地で広がっています。最近では平成26年8月の広島市の豪雨による土砂災害で、広島県災害復興支援士業連絡会が支援を行っています。

—災害時にはどのような相談があるのでしょうか?

例えば札幌司法書士会では現在、東日本大震災で被害を受けた岩手県大槌町へ、相談センターや仮設住宅での巡回相談の相談員を月1回派遣しています。そこでは、「家の所有者が亡くなったので、名義を変更したい」「震災の特例について知りたい」「権利証が津波に流されてしまった」「収入がなくなり、ローンが支払えない」などの法律相談のほか、仮設住宅でのトラブルや、生活の様々な不安や悩みが寄せられています。

—最後に、猿田会長からメッセージを。

災害が発生した直後、被災者の方は様々な問題を抱え不安な状況におかれます。できるだけ早い時期に相談を開始すること、まずは被災者の心に寄り添うような気持ちで相談に臨むこと、医療や福祉などの様々な関係機関・団体と連携することが大切です。

そして、法律相談については、各分野の専門家が連携することで、相談者の問題解決にきめ細やかな対応が可能となります。今後は、この連絡会がその使命を果たせるよう、各士業間の連携強化のための活動を検討し、少しずつでもエリアを拡大できるよう努力していきます。

取材・撮影・記事:國分三恵子

官公庁食堂めぐり

vol.2 札幌第一
合同庁舎内地下食堂

今回取材班が訪れたのは、第一合同庁舎内地下食堂。人気メニューは一日60食限定の週替わりメニューで、12:00過ぎには完売となります。また、同じく日替わりメニューも人気です。他にも紹介しきれないほどたくさんメニューがあります。一般の方でもご利用可能ですので、お近くでの用事が済んだ後、こちらで昼食はいかがでしょうか。なお、全館禁煙ですが喫煙所が1階にあります。

早速、食堂責任者の榎田政則さんに、人気メニューの詳細を教えてくださいました。

食堂責任者
榎田政則さん

フェアA



週替わりメニューのフェアA(500円)。サイドメニューで種類が付いております。

フェアB



週替わりメニューのフェアB(500円)。丼物系のメニューとなります。この日は、月1回はあるという豚汁メニューの日でした。

すずらん



日替わりメニューのすずらん(500円)。この日はハンバーグ定食でした。

更に、「13:00からメニュー」という一律300円の驚きのメニューがあります。内容は、カレーライス+サラダためきうどん/そば+一品、ラーメン塩/醤油となります。

札幌第一
合同庁舎内地下食堂

場所 / 札幌市北区北8条西2丁目1番1(札幌第一合同庁舎地下1階)
営業時間 / 11時00分~14時00分 交通手段 / JR札幌駅北口から徒歩5分

取材・記事:中西晃弘 イラスト:マルヤマクマ



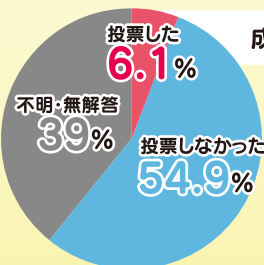
12月14日の衆議院選挙における被後見人の選挙権行使についてのアンケート結果

さる平成26年12月14日に行われた衆議院選挙に関し、司法書士で構成する公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの会員に対し、後見人に就任している被後見人の選挙権の行使についてのアンケート調査を実施しました。

前回の参議院選挙の際にも同様の調査を行っておりますので、その数値との比較も合わせて、現在までの速報値をお知らせします。

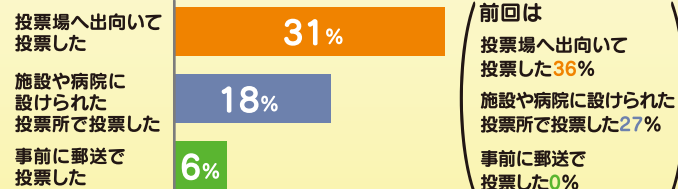
成年被後見人宛に投票所入場整理券が届いた割合 **63%**(前回は59%)

成年被後見人の投票の有無



（前回は
投票した5%
投票しなかった65%
不明30%）

成年被後見人はどのような形で投票したか



以上のような結果となりました。投票率が若干向上したことは評価すべきことですが、後見人は成年被後見人の意思決定支援の一環として今後も投票支援を行うことを期待したいと思います。

記事:岩井英典

お知らせ

札幌市に「コロポくん」市電が出現!? 「路面電車車内ジャック広告」を実施します



期間 平成27年3月30日(月)~4月12日(日)まで

札幌市内を走る路面電車のうち、どれかの車内の広告スペースがすべて、札幌司法書士会とコロポくんのPRとなります。

コロポくんグッズが当たる法律クイズも実施します。お乗り合わせの際はぜひ挑戦してみてくださいね。

なかなか乗れないという方は、期間中に札幌司法書士会ホームページをチェック!(クイズのヒントもあります)



8500形という少し角張った電車です

覚えてすぐ使える!!

ワンポイント手話教室

『拍手』

両手を垂直に立て

手首をひねって手のひらの表裏を

交互に見せます。



ご意見・ご感想と協力施設・店舗を募集しています

札幌司法書士会広報誌「コロポックル」のご意見・ご感想を下記までお寄せください。よりよい「コロポックル」作成への参考とさせていただきます。また、コロポックルの配布(設置)協力施設・店舗を募集しています。ご協力頂ける方は、下記までぜひご連絡ください。

郵便 〒060-0042

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F
「札幌司法書士会 コロポックル係」宛

TEL 011-281-3505

FAX 011-261-0115

H P <http://www.sihosyosi.or.jp>

コロポックルの
バックナンバーも
公開中です!!

編集後記

昔「人間はひとりの方がいい」という歌を聴いたことがある。その理由は「他人を裏切るつらさと愛する人を失う悲しさを味わわなくて済むから」というものだったように思う。

しかし、昨今は、ひとり身で居るとお金を騙し取られて裏切られ、死んでも誰からも悲しんでもらえない。やはり、人間はひとりでは危ないし寂しいのである。この小誌のタイトルであるコロポックルとはアイヌの人たちが生み出した妖精だが、生粋のアイヌは今やひとりになりつつあるという。彼らは少数民族である前に北海道に住み着いた先住民族なのである。2007年に国連で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は、「先住民族は強制的に同化させられ、又はその文化を破壊されない権利を有する。」と言う。彼らがひとりにならないために、私たちに何ができるのであろうか。

岩井英典

相談
無料

札幌司法書士会法律相談センター

〈面談(予約制)による相談センター〉

法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事事件で依頼者の代理人として相手方との交渉や裁判、調停を行います。また、すべての司法書士は金額に関係なく、訴状など裁判所に提出する書類を作成し、裁判手続をバックアップします。

申込方法: 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

面談予約 **011-272-9035**

受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

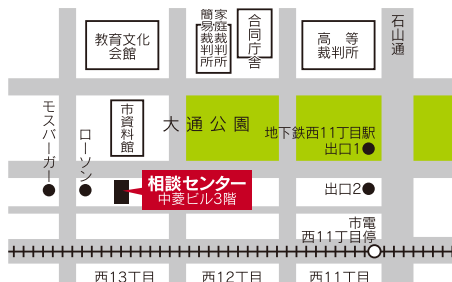
住所: 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階 相談員: 認定司法書士

下記地区においても相談を受けています。_____

■ 滝川地区 / 0125-23-7737 ■ 苫小牧地区 / 0144-33-8885

■ 小樽・余市地区 / 0134-62-6734 ■ 岩見沢地区 / 0126-20-2575

■ 室蘭地区 / 0143-46-8585 ■ 夕張地区 / 0123-56-5666



札幌司法書士会ADRセンター

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで行き起こる様々なトラブルを、裁判ではなく話し合いで解決することを目指す手続きです。公正中立な第三者が間に入り当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図ります。

電話予約 **011-272-0090** 受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談
無料

女性司法書士による女性のための法律相談窓口

なのはな相談センター

女性からの法律相談および手続きに関するご相談をお受けする常設の相談窓口です。女性相談員が女性特有の問題、身の回りのトラブル、登記、相続手続、成年後見、債務整理などのご相談をお受けします。

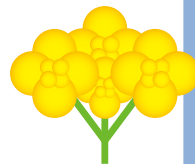
電話相談 **011-522-5625**

電話相談受付時間/月・水・金 ▶ 12:00~15:00 火・木 ▶ 16:00~19:00

面談予約 **011-272-9035**

面談予約受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

面談日時/木曜日 ▶ 17:00~/18:00~/19:00~ ※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談
無料

困りごと“ほっと”ライン

〈電話相談センター〉

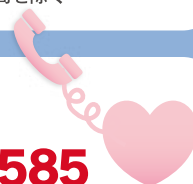
司法書士が身の回りのトラブル、賃貸借契約、相続登記、債務整理などの様々な法律相談および手続きに関するご相談を、お電話でお受けします。

電話相談ダイヤル

011-211-1585

受付時間/月~金 ▶ 13:00~16:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索